



金沢市公報

第 2 4 4 6 号

平成16年(2004年)5月6日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| 目 次 | ページ |
|--|-----|
| 告 示 | |
| 自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課) | 1 |
| 自転車等の撤去及び保管について(") | 2 |
| 地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民参画課) | 2 |
| 住民票の職権消除について (市 民 課) | 3 |
| 結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定について (保健推進課) | 3 |
| 結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定の辞退について (") | 4 |
| 市道の区域の変更について (生活道路整備課) | 4 |
| 道路の供用の開始について (") | 4 |
| 公 告 | |
| 金沢市農業振興地域整備計画の変更について (農林総務課) | 4 |

| | |
|--|---|
| 金沢市無量寺第二土地区画整理組合の施行地 区となるべき区域について (区画整理課) | 4 |
| 金沢市戸板第二土地区画整理組合の新たに施 行地区となるべき区域について (") | 5 |
| 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) | 6 |
| 金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ いて (農業委員会事務局) | 6 |
| 選挙管理委員会告示 選挙人名簿から抹消した者について (選挙管理委員会) | 6 |
| 公営企業公告 指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) | 7 |
| 下水道排水設備工事事業者の指定について (") | 7 |

告 示

●金沢市告示第127号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月6日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
金沢市菅柿木島自転車駐車場
- 2 保管自転車等の台数
自転車 9台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
平成16年3月1日から同月31日まで
- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所
金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所
日時 平成16年5月6日から同年11月6日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第128号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月6日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

| 自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所 | 撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数 | |
|-----------------------|-----------------------|-----|
| | 自 転 車 | 台 |
| 金沢駅前自転車等放置禁止区域 | 56 | 台 |
| | 原 動 機 付 自 転 車 | 4 台 |
| 香林坊地区自転車等放置禁止区域 | 2 | 台 |
| 西金沢駅前自転車等放置禁止区域 | 5 | 台 |
| 片町地区自転車等放置禁止区域 | 4 | 台 |
| 竪町地区自転車等放置禁止区域 | 1 | 台 |
| 森本地区自転車等放置禁止区域 | 3 | 台 |
| 片町1丁目地内 | 12 | 台 |
| 片町2丁目地内 | 7 | 台 |
| 泉3丁目地内 | 4 | 台 |
| 久安5丁目地内 | 1 | 台 |
| 武蔵町地内 | 2 | 台 |
| 安江町地内 | 1 | 台 |
| 木倉町地内 | 2 | 台 |
| 本多町2丁目地内 | 1 | 台 |
| 横川1丁目地内 | 1 | 台 |
| 横川6丁目地内 | 2 | 台 |
| 北塚町東地内 | 1 | 台 |
| 長町1丁目地内 | 2 | 台 |
| 田上町地内 | 4 | 台 |
| 安原町地内 | 1 | 台 |
| 小将町地内 | 1 | 台 |
| 金石東1丁目地内 | 1 | 台 |
| 暁町地内 | 1 | 台 |
| 石引1丁目地内 | 1 | 台 |
| 尾山町地内 | 1 | 台 |
| 西泉1丁目地内 | 2 | 台 |

2 自転車等を撤去した日

平成16年3月1日から同月31日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成16年5月6日から同年11月6日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月6日

金 沢 市 長 山 出 保

| 区 分 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|----------|------------|---------------------|---------------------|-----------|
| 山科町葵が丘町会 | 事務所の所在地 | 金沢市山科町東68番地 | 金沢市山科町東74番地 | 平成16年4月4日 |
| | 代表者の氏名及び住所 | 谷村 顕 金沢市山科町東68番地 | 中川 弘 金沢市山科町東74番地 | 平成16年4月4日 |

●金沢市告示第130号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成16年4月15日に職権で削除したので、同条第4項の規定により告示します。

平成16年5月6日

金 沢 市 長 山 出 保

| 住 所 | 氏 名 | 性 別 | 生 年 月 日 |
|-----------------|----------|-----|-------------|
| 金沢市久安6丁目52番地 | 宗 像 正 吉 | 男 | 昭和32年1月5日 |
| 金沢市黒田2丁目41番地 | 佐 藤 耕 太郎 | 男 | 昭和25年3月7日 |
| 金沢市鷺町5番地1 | 井 端 満 | 男 | 昭和43年2月21日 |
| 金沢市神野町西82番地 | 六 部 俊 彦 | 男 | 昭和47年2月1日 |
| 金沢市春日町1番24号 | 田 中 克 夫 | 男 | 昭和20年1月3日 |
| 金沢市糸田1丁目166番地2 | 忝 西 巳喜男 | 男 | 昭和28年3月7日 |
| 金沢市野町5丁目8番10号 | 黒 田 伸 之 | 男 | 昭和29年4月27日 |
| 金沢市泉2丁目13番7号 | 吉 岡 清 昌 | 男 | 昭和15年6月11日 |
| 金沢市米泉町1丁目17番地 | 飯 高 滋 | 男 | 昭和29年10月20日 |
| 金沢市畝田東2丁目182番地 | 四 方 浩 | 男 | 昭和29年4月14日 |
| 金沢市増泉2丁目8番43号 | 二 谷 厚 子 | 女 | 昭和21年1月2日 |
| 金沢市鳴和1丁目18番28号 | 水 口 研 二 | 男 | 昭和15年8月18日 |
| 金沢市本多町2丁目17番11号 | 長 谷 久美子 | 女 | 昭和24年9月13日 |
| 金沢市十三間町中丁8番地 | 上 戸 茂 | 男 | 昭和29年4月2日 |
| 金沢市額新保2丁目335番地1 | 小 林 正 幸 | 男 | 昭和20年11月17日 |
| 金沢市瓢箪町8番3号 | 富 永 鉄 雄 | 男 | 昭和18年3月30日 |
| 金沢市中村町21番12号 | 伊 藤 哲 雄 | 男 | 昭和23年6月26日 |
| 金沢市笠舞本町1丁目6番9号 | 吉 田 努 | 男 | 昭和32年2月10日 |
| 金沢市畝田東1丁目119番地 | 横 町 護 | 男 | 昭和29年8月30日 |
| 金沢市増泉1丁目1番10号 | 村 本 昭 次 | 男 | 昭和24年1月18日 |

●金沢市告示第131号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成16年5月6日

金 沢 市 長 山 出 保

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 | 指 定 年 月 日 |
|----------|--------------|--------------------------------|------------|
| 大徳はなの木薬局 | 金沢市松村町1丁目5番地 | 株式会社 ヘリックスケアファーム 代表取締役 曾我 清 | 平成16年4月1日 |
| 石坂眼科医院 | 金沢市材木町2番15号 | 石坂 伸人 | 平成16年4月21日 |

●金沢市告示第132号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成16年5月6日

金沢市長 山 出 保

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 | 辞退年月日 |
|--------|--------------|-------------------------------|------------|
| 国立前薬局 | 金沢市石引4丁目2番8号 | 株式会社 サンメディック 代表取締役社長 架谷 耕造 | 平成16年4月10日 |
| 石坂眼科医院 | 金沢市材木町2番15号 | 石坂 直人 | 平成16年4月20日 |

●金沢市告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成16年5月6日から同月20日まで一般の縦覧に供します。

平成16年5月6日

金沢市長 山 出 保

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 新旧の別 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|-------|--------------|--------------|------|--------|--------|
| 一般市道 | 千 日 町 線 13 号 | 千日町 153番 先から | 旧 | 2.0 | 5 |
| | | 千日町 153番 先まで | 新 | 4.0 | 5 |

●金沢市告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成16年5月6日から同月20日まで一般の縦覧に供します。

平成16年5月6日

金沢市長 山 出 保

| 路 線 名 | 区 間 | 供用開始日 |
|---------|----------------------|-----------|
| 千日町線13号 | 千日町153番先から千日町153番先まで | 平成16年5月6日 |

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢市農業振興地域整備計画を平成16年4月20日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢市農業振興地域整備計画書を金沢市農林部農林総務課において縦覧に供します。

平成16年5月6日

金沢市長 山 出 保

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項の規定による金沢市無量寺第二土地区画整理組合の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同条第2項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第19条第3項の規定により、施行地区となるべき区域内の宅地において未登記の借地権を有する者は、平成16年6月7日までに金沢市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条で定めるところにより書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

平成16年5月6日

金沢市長 山 出 保

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

- (1) 金沢市無量寺町イ12番1、14番1、15番1、16番1、17番1、18番1、19番1、20番1、21番1、22番1、23番1、24番から33番まで、34番1、35番1、36番1、36番3、37番1、37番2、37番3、38番1、38番2、39番1、39番2、40番1、40番2、41番1、41番2、42番1、42番2、43番1、43番2、44番1、44番2、45番1、45番2、46番1、46番11、47番1、47番2、48番1、48番2、49番1、49番2、50番1、50番2、51番1、51番2、52番1、52番2、53番1、53番2、54番1、54番2、55番1、55番2、56番1、56番2、57番1、57番2、58番1、58番2、59番1、59番3、60番1、60番2の一部、60番3、61番1、61番2、62番1、62番2、63番1、63番2、64番1、64番2、65番1、65番2、66番2、67番1、67番2、68番1、68番2、69番1、69番2、70番1、70番2、71番1、71番2、72番1、72番2、73番1、73番2、74番1、74番2、75番1、75番2、76番1、76番2、77番1、77番2、78番1、78番2、79番1、79番2、80番1、80番2、81番1、81番2、82番1、82番2、83番1、83番2、83番3、84番1、84番2、85番1、85番2、85番3、86番1、86番2、87番1、87番2、88番1、88番2、89番1、89番2、90番1、90番2、91番1、91番2、92番1、92番2、93番1、93番2、94番1、94番2、95番1、95番2、96番1及び96番2

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (2) 金沢市無量寺町口1番1、1番2、2番1、2番2、3番1、3番2、4番1、4番2、5番1、5番2、5番3、6番1、6番2、7番1、7番2、8番1、8番2、9番1、9番2、10番1、10番2、11番1、11番2、12番1、12番2、13番1、13番2、26番から37番まで、38番2、39番3、40番から51番まで、64番から89番まで及び92番から105番まで

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (3) 金沢市無量寺町八1番2、9番4の一部、10番3、11番3、12番3、13番3の一部、13番4、14番から17番まで、18番1、70番3、71番2、72番2、73番2、74番2、75番2、76番1、76番2、77番1、77番2、78番1、78番2、79番1、79番2、80番1及び80番2

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (4) 金沢市無量寺町ニ1番1、1番2、2番1、2番2、3番1、3番2、4番1、4番2、5番1、5番2、6番1、6番2、7番1、7番2、8番1、8番2、9番1、9番2、10番1、10番2、11番1、11番3、30番1、30番3、31番1、31番2、32番1、32番2、33番1、33番2、34番1、34番2、35番1、35番2、35番3、36番1、36番2、37番1、37番2、38番1、38番2、39番1、39番2、40番1、40番2、41番1、41番2、42番1、42番2、43番1、43番2、44番1、44番2、45番1、45番2、46番1、46番2、47番1、47番2、48番1、48番2、49番1、49番2、50番1、50番2、51番1、51番3、70番1、70番3、71番1、71番2、72番1、72番2、73番1、73番2、74番1、74番2、75番1、75番2、76番1、76番2、77番1、77番2、78番1、78番2、79番1、79番2、80番1、80番2、81番1、81番2、82番1、82番2、83番1、83番2、84番1、84番2、85番1、85番2、86番1、86番2、87番1、87番2、88番1、88番2、89番1、89番2、90番1、90番2、91番1及び91番3

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (5) 金沢市無量寺町ホ11番1、12番から21番まで、22番1、23番1、24番1、25番1、26番1、27番1、28番1、28番2、29番1、30番1、31番1及び32番1

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (6) 金沢市畝田東4丁目91番1

区域内に介在する道路及び水路を含む。

2 施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市都市整備部定住促進局区画整理課

3 縦覧期間

平成16年5月6日から同月20日まで

板第二土地区画整理組合の新たに施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同条第2項及び土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第68条の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第19条第3項の規定により、施行地区となるべき区域内の宅地において未登記の借地権を有する者は、平成16年6月7日までに金沢市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則(昭和30年建設省令第5号)第16条で定めるところにより書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

平成16年5月6日

金沢市長 山 出 保

1 新たに施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

- (1) 金沢市桜田町1丁目119番の一部、120番の一部、153番の一部、155番の一部、162番の一部、163番の一部及び164番

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (2) 金沢市示野町二50番、75番、89番1、90番1から90番3、91番1の一部及び91番2の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

2 新たに施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市都市整備部定住促進局区画整理課

3 縦覧期間

平成16年5月6日から同月20日まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成16年5月6日

金沢市長 山 出 保

1

| 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|-------------------------|---|
| 金沢市高尾台3丁目147番1から147番8まで | 金沢市増泉1丁目16番30号 富商不動産 株式会社 代表取締役 木村 良平 |

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成16年5月6日

金沢市長 山 出 保

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、金沢市野町2丁目25番27号 坂井 寿子 ほか862人を平成16年5月1日に選挙人名簿から抹消しました。

平成16年5月6日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成16年5月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成16年5月6日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 所在地 |
|------|---------|--------------|
| 453 | 能村水道工業所 | 石川郡鶴来町古町ワ6番地 |

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成16年5月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成16年5月6日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 所在地 |
|------|-------------|---------------|
| 447 | 安田設備 | 金沢市松島町3丁目72番地 |
| 448 | 能村水道工業所 | 石川郡鶴来町古町ワ6番地 |
| 449 | 有限会社 ヤマガミ管工 | 金沢市末町14の5番地22 |

●正 誤

平成13年3月30日付け金沢市公報号外第11号の19

| 頁 | 箇所 |
|----|---------|
| 16 | 下から14行目 |

| 誤 |
|------|
| 改める。 |

| 正 |
|---------------------------------------|
| 改める。 様式第31号中「総務経理課長」を「企業総務課長」に改める。 |

平成16年(2004年)5月6日 印刷
平成16年(2004年)5月6日 発行

定価 100円

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉鋸4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉鋸4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄